

第 2 期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画に係る令和 5 年度新規事業等 【新規事業】

基本方針 1 妊娠期からの子育てを支える

1 安心して子どもを産むことができる環境づくり

(1) 母子保健の推進

・低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 **新規**

【概要・目的】

市民税非課税世帯等の低所得の妊婦が経済的な負担を理由に医療機関への受診を控えることがないよう、初回産科受診料を支援することで、妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、妊娠期からの必要な支援につなげる。

【取組内容】

市民税非課税世帯又は同等の所得水準（生活保護世帯・家計急変者等）である妊婦を対象に、10,000 円を上限に受診料を支援する。

【事業費（予算額）】

300,000 円

基本方針 2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

・保育所等保育料第 2 子以降の無償化 **新規**

【概要・目的】

市独自の子育て支援策として、同一世帯の子ども全員をカウントし、特に負担感の大きい第 2 子目以降の児童に係る保育所等保育料を無償化することで、対象児童を養育する子育て世代の経済的負担の軽減を図る。

【取組内容】

市に住民登録があり、認可保育所等の 0 歳児から 2 歳児までのクラスに在籍する第 2 子以降の児童を対象に令和 5 年 10 月から実施する。

住民登録上の子の出生順位で第 2 子以降を対象者として判定する。

【影響額】 132,698 千円

- ・市立保育所 △16,142 千円（歳入）
- ・民間保育所 △43,568 千円（歳入）

- ・民間認定こども園、民間地域型保育事業所（事業所内保育事業所）

71,862 千円（歳出）

- ・その他事務費 1,126 千円（歳出）

【事業費（予算額）】

72,988,000 円

・就学前教育・保育プログラム事業 新規

【概要・目的】

0歳から15歳までの切れ目のない子育て・教育環境の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく事業を就学前施設で実施し、就学前の教育・保育の充実を図る。

【取組内容】

子育て・教育総合支援本部会議の開催、プログラムに関する研修の実施、プログラムの就学前施設への周知等行う。

【事業費（予算額）】

700,000 円

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

1 児童虐待の防止

・ヤングケアラー支援事業 新規

【概要・目的】

ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）を適切な支援につなぐことにより、子どもの健全な成長を支援する。

【取組内容】

ヤングケアラー支援対応職員（社会福祉士等）の配置

【事業費（予算額）】

2,977,000 円

【拡充事業】

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

1 安心して子どもを産むことができる環境づくり

(1) 母子保健の推進

・産後ケア事業 **拡充**

【概要・目的】

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対し、保健師等の専門職が相談支援・育児支援を行うとともに、医療機関等と連携した母子支援を実施する。

【取組内容】

市内の医療機関等や産婦の自宅で、出産後の心身のケアや育児のサポート等の支援を実施する。

- ・自己負担の軽減（全世帯）（拡充）
- ・短期入所（ショートステイ）型
- ・通所（デイサービス）型
- ・居宅訪問（アウトリーチ）型

【事業費（予算額）】

7,143,000円

基本方針3 地域で子育てを支える

2 保護者に寄り添う支援の実施

・子ども家庭総合支援拠点事業 **拡充**

【概要・目的】

庁内関係課の連携により課題を抱える家庭等を早期に把握し、児童虐待の未然防止を図る。

また、児童福祉法改正による令和6年度からのこども家庭センターの設置に向けて、子育て世代包括支援センターとのより一層の連携強化を図り、同センターとともに、母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。

【取組内容】

子育て世代包括支援センターとのシステム連携による支援が必要な家庭に係る情報の共有（新規）、統括支援員の配置（新規）、子ども家庭総合支援拠点関係課会議の開催、子ども家庭総合支援拠点実務者会議の開催を実施。

【事業費（予算額）】

2,356,000円